

長崎短期大学および忠清大学校間における
学術・教育交流に関する基本協定

長崎短期大学（日本）と忠清大学校（韓国）は双方の学術・教育交流の促進を図るため、つぎの通り協定を締結する。

第1条 双方は相互尊重、平和互惠、友好協力の原則をもって、次の事項についての実施と発展に努力する。

- (1) 教員の交流
- (2) 学生の交流
- (3) 学術資料、刊行物および学術情報の交換
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

第2条 前条各号に関する実施方法については別に定める。また、双方は前条各号の実現に努め、双方の学術・教育の充実と発展に寄与するものとする。

第3条 本協定書は長崎短期大学の学長と忠清大学校の総長が署名した日をもって発効する。

第4条 本協定書の有効期間は発効日から2年間とする。

第5条 本協定書は有効期間の満了日の6ヶ月前までに双方のいずれかが相手方に対し、文書による協定の内容の変更・修正または解消を申し出ない限り更に2年間自動的に延長されるものとし、その後の有効期間満了の都度同様とする。

第6条 本協定の目的を具体的、効果的に推進するため、双方協議の上、別途に実行細則を定める。

第7条 本協定書は日本語および韓国語により各2部作成し、両文書は等しく正文とする。また、双方が各1部を保有するものとする。

2016年 1月 28日

長崎短期大学

学長

安部 恵美子

忠清大学校

総長

吳慶娜